

長建協発第504号
平成22年3月16日

会 員 各 位

社団法人 長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

専門26業務と称した違法な労働者派遣の適正化に向けた対応について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、労働者派遣は、本来、臨時的・一時的な労働力需給調整の仕組みであるので、労働者派遣法施行令で定める専門26業務（以下「専門26業務」という。）等の常用雇用代替のおそれが少ない業務を除き、原則1年の派遣可能期間の制限を設けているところです。

しかしながら、最近、派遣可能期間の制限を免れることを目的として、専門26業務中でも事務関連業務を中心に、契約上は専門26業務と称しつつ、実態的には専門26業務の解釈を歪曲したり、拡大したりして、専門性がない専門26業務以外の業務を行っている事案が散見されております。

このような専門26業務と称した違法な労働者派遣が行われることにより、労働市場全体に与える悪影響も懸念されているところであります。

つきましては、専門26業務で労働者派遣を受け入れる場合は、別添事項にご留意いただきますとともに、労働者派遣法等の関連法令を遵守していただきますよう全建を通じ厚生労働省職業安定局長より別添のとおり通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。